

高齢者や障害者のお金、不動産、相続、成年後見など… 後見ほっとラインを開設しています

相談
無料

★地域福祉課 ☎ 25- 1 1 4 2

母が通帳やカードをなくしてしまうので心配…

不動産を処分したいが本人が認知症で名義変更できない…

成年後見ってなに？

知的障害をもつ子どもへの相続ってどうすればいいの？

親戚が悪質商法やお金の無心にあっているみたい…

後見人をつけると費用はいくらかかるの？

その心配やお悩み…

ほっとラインにご相談ください!!

☆本庄市後見ほっとライン☆

フリーダイヤル ☎ 0 1 2 0 - 2 3 5 - 8 3 3

▼受付時間 平日 午前9時～午後5時

※「本庄市後見ほっとライン」は電話相談のための窓口です。

※係争中の案件に関するご相談には対応できません。

※ご相談いただいた内容や個人情報等は適正に管理しますので、第三者に漏れる心配はありません。

「どこに話していいかわからない!」「こんなこと相談してもいいの?」と思うことなど、お気軽にご相談ください。



国民年金からのお知らせ

★市民課国民年金係 ☎ 25- 1 1 1 4、支所市民福祉課市民税務係 ☎ 72- 1 3 3 3、熊谷年金事務所 ☎ 0 4 8 - 5 2 2 - 5 0 1 2

○平成31年度

▶国民年金保険料額(月額)

16,410円 (昨年度から70円増額)

※保険料は、まとめて前払い(前納)することで割引が受けられます。

▶老齢基礎年金額(年額)

780,100円 (昨年度から800円増額)

※20歳から60歳までの40年間、国民年金保険料を全額納付した場合の年金額です。

▶障害基礎年金額(年額)

1級 975,125円 (昨年度から1,000円増額)

2級 780,100円 (昨年度から800円増額)

※別途「子の加算」あり(18歳到達年度末日までの子、又は20歳未満で障害年金の障害等級1級又は2級の子が対象)。

◎現在年金を受給されている方には、6月上旬に日本年金機構より年金額についてのお知らせが送付されますので、ご自身の年金額はそちらでご確認ください。

○平成31年4月から国民年金保険料の産前産後期間の免除制度が始まりました

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間)の国民年金保険料が免除されます(表1参照)。

この期間は、将来、被保険者の年金額を計算する際は、保険料を納めた期間として扱われます。

また、既に保険料を納付している場合、産前産後期間の保険料は還付されます。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます(死産、流産、早産された方を含む)。

対象 国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方

届出時期 出産予定日の6か月前から提出可能

手続き先 市民課又は支所市民福祉課

持参するもの

①年金手帳又はマイナンバーカード(もしくは通知カードと運転免許証等の本人確認書類)

②印鑑

○「学生納付特例制度」の受付を開始しました

国民年金は、20歳以上であれば学生も加入し保険料を納める必要があります。ただし、学生のため収入が少なく保険料を納めることが困難な場合、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が利用できます。

承認された期間は、年金を受け取るために必要な期間(=受給資格期間)に算入されるうえ、病気や事故などによる障害・死亡のときの障害基礎年金及び遺族基礎年金の納付要件にも算入されます。

4月1日より平成31年度分の受付を開始しましたので、利用希望者は忘れずに申請してください。

- ③・出産前に届書を提出する場合：母子健康手帳など
- ・出産後に届書を提出する場合：出産日は市で確認できるため原則不要。ただし、被保険者と子が別世帯の場合は出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類

(表1) 産前産後国民年金保険料の免除期間

2019年	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
(例1)			出産					
出産予定日又は 出産日が4月			施行日からのため4月～6月が免除される期間					
(例2)					出産			
出産予定日又は 出産日が6月					5月～8月が免除される期間			

▼留意事項

- ・任意加入者は対象外
- ・付加保険料は、当該期間でも納付可能
- ・そのほかの免除制度の承認期間に、産前産後期間の保険料免除に該当した場合は、産前産後免除終了後、改めて届出を行う必要はありません。

※申請は毎年度必要です。

対象 前年所得が一定額以下の学生

手続き先 市民課又は支所市民福祉課

持参するもの

①年金手帳又はマイナンバーカード(もしくは通知カードと運転免許証等の本人確認書類)

②印鑑

③申請年度の学生証(コピー可。ただし、有効期限が裏面記載の場合は両面コピー)又は在学証明書